

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和7年5月29日付けで貴職から受けた、「さいたま市岩槻区特定地番 土地の固定資産税が、見なし課税か否かわかる書類（課税地目が宅地もしくは農地のどちらなのかがわかる書類）（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和7年3月17日付け財北資第1579号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、対象文書を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 概地は登記所が農地と情報開示しており、概地には80年以上前から家が建っていて宅地として使用している農地法違反状態にある。長い間、固定資産税が農地のままだと著しく税負担の公平性を欠いており、許している関係者を告発し処分して適正に課税させることは、公益に資すること大でありそのためにも情報開示が必要です。
- (2) 弁明書1頁の事実として記載している内容について否認する。理由は特定の個人を識別することが出来るものである。とあるが、その部分を黒塗りにすれば問題ないからである。

黒塗りにした文書は地方税法第382条を適用されないから開示できる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容

令和7年3月6日付けで、審査請求人より「さいたま市岩槻区特定地番土地の固定資産税が、見なし課税か否かわかる書類（課税地目が宅地もしくは農地のどちらなのかがわかる書類）」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関では、開示請求に係る行政情報を「開示請求の対象となる土地の固定資産課税台帳（土地課税台帳）」と特定した。

令和7年3月17日付けで、行政情報不開示決定を行った。

2 本件処分の理由

本件の情報開示請求の対象となる課税地目は、固定資産税の課税標準額、税額の算定に関わる情報であるため、条例第7条第2号における個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると判断した。

また、本件で特定した行政情報である固定資産課税台帳は、地方税法第382条の2及び地方税法施行令第52条の14において、その閲覧を求めることができる者が固定資産税の納税義務者等に限定されていることから、一部開示ではなく不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和7年3月6日に開示請求を行った「さいたま市岩槻区特定地番 土地の固定資産税が、見なし課税か否かわかる書類（課税地目が宅地もしくは農地のどちらなのかがわかる書類）」である。

実施機関は、行政文書を特定し、不開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取り消し、対象文書を開示するよう求めるものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求により、審査請求人が開示を求める行政情報はさいたま市岩槻区特定地番 土地の地目がわかる情報である。実施機関は「さいたま市岩槻区特定地番 土地の固定資産税が、見なし課税か否かわかる書類（課税地目が宅地もしくは農地のどちらなのかがわかる書類）」の行政情報開示請求に対し、開示請求の対象となる土地の土地課税台帳を特定した。

土地課税台帳は地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第382条の2及び地方税法施行令(昭和25年政令245号。以下「法施行令」という。)第52条の14の明文の規定において、その閲覧を求めることができる者が限定されており、審査請求人が閲覧することは認められていない。

そして条例第7条は不開示情報を同条各号に限定列挙しているが、同条第1号には、法令又は条例の定めるところにより公にすることができないとされている情報が規定されている。

したがって、審査請求人は開示請求の対象となる土地の地目の情報の開示を求めるが、不開示とするのが相当である。

なお、実施機関は、開示請求の対象となる土地の地目の情報について条例第7条第2号に規定する個人識別情報であること、並びに法第382条の2及び法施行令第52条の14の規定を理由に不開示とするが、そのような考慮でなく条例第7条第1号により不開示とすることがより相応しい事案であったと思料する。しかしながら、本件処分に影響を及ぼすものではない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7年 5月29日	諮問の受理(諮問第632号)
②	令和 7年 7月17日	審議
③	令和 7年 8月 7日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年10月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)